

事務担当者の方へ

労災電算処理システム利用による
レセプト請求に当たっての留意事項

広島労働局労働基準部
労災補償課 医療係

- 1 設定作業終了後は、確認試験を自由に行うことができます。(毎月1日～4日を除く。)
確認試験は任意ですが、予め請求時のトラブルを避けるため、事前に確認試験を行っていた
だくことを推奨します。
- 2 労災電算処理システム利用後も、下記書類は従来どおり
広島労働局労働基準部 労災補償課分室
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル6階
あて、レセプト請求にあわせて翌月10日までに提出してください。
 - * 「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号・第16号の3）
特別加入者災害現認書
 - * 「療養（補償）給付たる療養を受ける指定病院等変更届」（様式6号・第16号の4）
 - * 症状の詳記・日計表等
 - * 労災リハビリテーション評価計画書
- 3 上記請求書(様式5号・16号の3)は、⑳欄の「指定病院等の名称・所在地」欄に、変更届(様
式6号・16号の4)は、⑥欄の「指定病院等の変更」の「変更後の名称・所在地」欄に、指定
病院(指定薬局)等の名称・所在地の記載を必ず確認していただき、請求書または変更届の右
上に オンレセ と朱書きで表示してください。
- 4 提出の際には別紙「オンレセにかかる請求書送付書」を添付してください。